

1. 被爆二世の問題（少なくとも3つの問題）

（著書第1章～5章、及びP. 259～P. 263）

- ① 被爆者（一世）の家族としての問題（健康や生活面での問題、介護などにおける問題や不安）
- ② 被爆二世自身の健康と不安
- ③ （子どものいる人）子ども＝被爆三世・孫＝被爆四世の健康等についてのケアや不安
- ④ 社会的な偏見と差別（結婚・就職）、子どものいる人は、子ども＝被爆三世、孫＝被爆四世の健康や結婚等における差別、出産等の問題についての不安

→（核兵器・原発…による）核被害の特徴：次世代以降におよぶものであること。

2. ABCC（原爆傷害調査委員会）は何のために設立されたか？

◇ ABCC 設立の主目的のひとつは、放射線の遺伝的影響を否定することであり、1947年設立直後の1948年～1953年、ニールらにより、5項目の調査が行われ、「遺伝的影響はない」と喧伝された。

※5項目の遺伝的影響に関する調査

①致死、突然変異による流産 ②新生児死亡 ③低体重児の増加 ④異常や奇形の増加 ⑤性比の増加（もし影響があるならば、母親が被爆した場合は男性胎児が失われて女兒の出生比率が高くなり、父親が被爆した場合は、女性胎児が失われて男児の出生比率が高くなる）。

性比については統計的な有意差が確認されたものの、1954年～1958年出生児を補足して再検討した結果、統計的な有意差が立証されなかったと改めて結論づけられた。

今年（2021年）4月、放影研は、この5項目の調査についての再解析を行い、改めての見解を公表した。

その中で、先天性形成異常と周産期死亡のそれぞれが増加傾向を示したものの、それは統計的に有意なレベルに達していなかったと述べている。その理由の一つとして「原爆は放射線による細胞への直接的影響を引き起こすだけでなく、貧困等の社会経済的影響を引き起こし、両者はともに先天性形成異常や周産期死亡のリスクと考えられている」と主張している。

そしてさらには遺伝情報の全体ともいえるゲノム、すなわち細胞がもつすべてのDNAを解析することで遺伝的影響の有無についてはっきりさせたいとまで語っている。

3. 放射線の遺伝的影響についてどのように考えるべきか？（著書P. 237～P. 248）

◇ 放射線の遺伝的影響：放射線によって、遺伝物質の量的・質的变化によって生じる遺伝子突然変異と、多数の遺伝子の集まった構造体である染色体の構造の異常や、それに伴う障害が起こる染色体異常が、放射線被ばく者の生殖細胞に生じ、それが子孫に伝えられ、そのために身体の異常や疾病が発現すること。

◇ 「戦後の時の経過とともに、科学者をはじめ一般の広範の人びとの間に広島・長崎の被害が知られるようになったが、他のいかなる破壊的兵器にもない核兵器の特殊な恐ろしさとして当時多くの人びとが受けとめたのは、放射線による遺伝的影響であった。

放射線による一瞬の死も恐ろしいが、その急性死を免れたとしても、放射線を浴びればその線量に応じた遺伝的影響が現れるのを防ぐことができない。存在するとされてきた安全な被曝線量がない以上、原爆に加えて水爆が使われることになれば、人類はやがて緩慢な形で死滅していくことを免れない。原水爆に反対する運動が高まる中で、人びとを広くとらえた放射線に関する研究にたずさわった科学者たちが何よりも恐れ、対処すべき難題の第一のものと考えたのも、放射線被曝による人類の緩慢な死に対する人びとの恐怖が広がることであった」（『放射線被曝の歴史』中川保雄著P. 49～P. 50）。

- ◇ 『原子放射線の影響に関する国連科学委員会の、総会に対する 2001 年報告書・科学的附属書：放射線の遺伝的影響』において、次のように述べられている。

「電離放射線に被ばくしたヒト集団では、放射線誘発遺伝的（遺伝性）疾患はこれまでのところ証明されていない。しかしながら、電離放射線は普遍的な突然変異誘発原であり、植物や動物を用いた実験的研究では、放射線は遺伝的影響を誘発できることが明確に証明されている。従って、ヒトはこの点に関して例外ではないであろう」
- ◇ 国際放射線防護委員会（ICRP）2007 年勧告には、次のような見解が表明されている。

低線量での発癌における直線しきい値なし（LNT）仮説については、放射線防護の実際的システムにおいて、およそ 100mSv（ミリシーベルト）以下の低線量域で、「線量増加分と発癌や遺伝的影響の放射線起因性増加分が比例する」という仮定に基づくことを継続する（科学的に妥当である）。すなわち、約 100mSv（ミリシーベルト）以下の低線量域での癌または遺伝的影響の発生率は、関係する臓器および組織の被曝量に比例して増加すると仮定するのが科学的に妥当であるとしている。
- ◇ 「晩発性障害等の発症率増加の可能性も否定できないため、今後においても放射線被ばくに関連した（遺伝的）影響がないかどうかを継続して見守り、把握していきたい」（2017. 6.8 厚労省）↓

国側でさえ、「遺伝的影響は（今までのところ）認められない」と言っているものの「ない」とは言っておらず、「（現在疫学的調査を実施中であり、）確定的な結果を出すためにはさらに数十年の追跡調査を必要とする」（放影研）と述べている。
- ◇ 遺伝的影響についての国、放影研、あるいは国側の見解と同様の見解を示してきた医学者、科学者の主張の問題点
 - ①被爆二世を、病気に対して治療を行わず、生涯にわたり追跡調査だけ続け、核開発に「資する」ための、またその観点からの「研究材料」（「モルモット」）と考えていること。

これを正当化・カムフラージュするための方便：「遺伝的影響は認められないが、（健康に不安を感じている被爆二世がいるため、遺伝的影響がないことを明らかにし、）不安を解消するため、研究・調査の一環として健診を行う」（1978. 9. 26 館山不二夫公衆衛生局企画課長。現在の厚労省答弁もほぼ同様）。
 - ②厚労省は、「遺伝的影響が認められない」とする根拠をもっぱら放影研が実施してきた「被爆二世健康影響調査」等に求めているが、放影研の調査のあり方には次のような問題がある。
 1. 被爆二世群と非被爆二世群の設定のしかたとそれに伴う視点

「人体の健康に有意差をもたらす被ばく放射線量は 5 ミリ Gy 以上である」との予断に基づき、広島では爆心地から 2.5km、長崎では 2.7km 以遠で被爆した人を「非被爆者」とみなし、その子ども（被爆二世）を「非被爆二世」とみなして比較しているケースもある。
 2. （公表されている）調査の対象項目が、出生時の異常（死産、「形態」異常、新生児死亡）、低体重児の増加、白血病、がんの発症率、染色体異常、性比（もし影響があるなら母親が被爆した場合には男子数が減少し、父親が被ばくした場合には男子数が増加する）、死亡率など、極めて特徴的な疾病や「異常」、死亡するまで測定できないことについてなどであり、健康・生活の維持を脅かし、治療やケアを必要とする、多岐にわたる疾病や症状についての視点をまったく欠いている。
 3. 「有意差、異常が見いだされていない」と判断する「根拠」とする検査・調査項目などは、一部もっともらしく公表されてはいるものの、その具体的検査値・数値的なデータは、これまで一切示されておらず、調査目的が予断と偏見に満ちており、非科学的なものであることから、信憑性を欠くもの。
 4. 「親の被爆によって被爆二世に生じる成人期発症の疾患については、現在疫学調査が継続中であり、確定的な結果を示すためにはさらに数十年の追跡調査を要する」（2017 年 10 月改定・放影研要覧）と主張し、被爆二世を放射線の遺伝的影響の「研究材料」（「モルモット」）とみなしている姿勢を露呈。（※参照：項番 4.）

◇ 【結論】

- ①遺傳的影響は、健康・生活に影響を及ぼし、心身に苦痛を与えるすべての病気・諸症状・不定愁訴（「明確な原因がわからない」とされる訴えや症状）などを含めて包括的にとらえ、その治療・軽減に必要な治療費等の経費は、本来保障されるべきものであり、そのためにも、二世自身から積極的にこの内容を極力解明し、そのことを社会的に広く発信していく必要がある。
- ②これには、良心的な医師・科学者の理解と協力なども得ながら、自主的な実態調査を行い。その結果を公表し、これを提示しながら、国への要求（後述）を行うなど被爆二世の健康・生活の実態を具体的に示すプロセスが必要（※現在「京都被爆二世・三世の会」が実施している「被爆二世・三世健康調査アンケート」がその役割を果たすものと期待される）。
- ③そもそも、遺傳的影響の有無を完璧に医学的・科学的に解明し、その結果、「『有り』と証明されない限り保障しない」とする国側の論理、観点、主張に翻弄されることなく、現に存在している数々の被爆二世の病気については、当然保障されるべきであるとのスタンスをまず明確にしたうえで、①②の取り組みをしていくことが大切。

2. 被爆二世・三世に対する差別はなぜ存在しているか？（著書 P. 248～P. 259）

偏見と差別の識別。違いは何か？

偏見：事実や正確な根拠に基づかない偏った見識や判断

差別：特定の集団や個人に対して正当な理由なく分け隔てをしたり、生活全般にかかわる不利益を強制したり、不平等な扱いをするなどの（その社会において支配的な）価値観、意識や行為、言動など。

差別事象：結婚、就職、職種等における差別。行政、法令上の差別的取り扱い、差別文書、インターネット書き込み、差別発言など。

差別観念：社会意識（一定の社会の成員がもつ思考・感情・慣習・世論・道徳観など共通した意識。集団意識）として日常化した伝統の力と教育のあり方などによって、個々人が意識するか否かにかかわらず、客観的に空気を吸うように一般大衆のなかに入り込んでいる、上述のような分け隔てや不平等な取り扱いを踏襲・肯定、あるいは増幅・助長させる考え方、価値観、心に受け、もつ印象など。

被爆二世に対する偏見・差別とはどのようなものか？それが生じる原因は何か？

【事例】

① 「近藤発言」（著書 P. 55～P. 64）

※暴言：他人を傷つけるような乱暴な言葉。礼儀を欠いた無茶な（非人道的な）発言。（情緒的な意味合いが強く感覚的な表現）。

② 江川紹子氏のニュースサイトにおける文章（P. 250～P. 259）。

③ インターネット上に散見される差別書き込み、差別事象。

4. 1980年に厚生省（当時）が実施を強行した「原爆被爆者二世の健康に関する調査・研究」の実施のいきさつ

と本質も内容もほとんど変わっていない現厚生労働省の「被爆二世健康診断」（健康調査）（著書 P. 81～P. 99）

◇ 実施に至る経過

- 1978年秋、それまで「被爆二世には遺傳的影響が認められないから健診を含めて二世対策は一切必要ない」と主張していた厚生省が、唐突に1979年度における「健康調査・研究」の実施を提案してきた。当時の被爆二世諸団体は、当初足並みをそろえて次の理由により反対。

①厚生省が実施目的を「遺傳的影響がないことを明らかにして不安を解消する」ことにあり、健診結

果如何にかかわらず、医療保障やその可能性を伴うものではない」と明言。「二世の健康診断は二世の不安を取り除くことが主眼であるまでも研究、調査の一環だ」（館山不二夫厚生省公衆衛生局企画課長〈中国新聞 1978. 9. 26〉）。

②日本公衆衛生協会（民間委託）を通じて医療機関から吸い上げたデータを収集する過程においてプライバシーが侵害される恐れが強い。

③「検診項目」が粗雑すぎて、被爆二世の健康状態を適切に把握し、以上を発見して治療や健康管理の対策を立てるのにはあまりにも不十分。

④結果如何にかかわらず（一方において）「遺伝的影響は認められなかった」と公表しつつ、放射線の遺伝的影響についての調査・研究が目的とする、国側からすれば、二枚舌による「一石二鳥」をねらったものであることが明白。

- その後、当初は統一して反対運動が展開されたが、厚生省の見解・答弁に変化がないなか、それから4か月間の間に被爆二世団体のほとんどが、この「調査・研究」が医療保障へのきっかけになり得るとの見解を示すようになり→条件付き賛成→積極的賛成派に変貌。

最終的に関東被爆二世連絡協議会のみが反対を掲げ、1980年1月にハンガーストライキを決行するも1979年度「原爆被爆者二世の健康に関する調査・研究」は、2月に強行的に実施された。

- 1982年、厚生省は、関東被爆二世連絡協議会に対して「原爆症調査研究班」作成の「1979年度原爆被爆者二世の健康に関する調査研究報告書」（案）を社会的に公表したいと提示。

その見解・主張の主旨は、「調査結果に『一般』との『有意差』、遺伝的影響は認められない」とするものであった。これに対し、交渉に伴い（関東被爆二世連絡協議会側に同席の医師）高橋暁正氏が厚生省側の論旨の矛盾点を指摘、「これだけのデータのなかだけでも有意差は見受けられる」と言及するなどして公表の撤回を求め、この「結果公表」は見送られることとなった。

- それ以降、呼称は「被爆二世健康診断」等と変わったもののほぼ同じ内容の趣旨により「健康調査」は続けられている（2016年度から検診項目に希望者への「多発性骨髄腫」検査が追加された）。

「健診」実施の根拠などについての厚労省趣旨説明・見解など

①放影研の健康影響調査等において遺伝的影響があるとの知見が得られていないため、医療費補助を実施する考えはない。同じ理由により、（被爆二世側から要求されている甲状腺がんや前立腺がんなどの検査項目の増加も考えていない。

②しかしながら、不安をかかえている被爆二世も多いため、これを（遺伝的影響が認められないとの認識により）解消するという観点から今後も「健診」を引き続き行なっていきたい。

また、被爆二世の高齢化に伴い、晩発性障害等が発現する可能性もないとは言い切れないため、今

後

も慎重に推移を見守りたい。

※厚労省の見解・主張の矛盾点：一貫して、「遺伝的影響がないことを明らかにして不安を解消するのが健診の目的」と主張してきた一方で、2018年6月の日本被団協中央行動における被団協要請への答弁において「二世健診によりガン、その他諸疾病に罹患しているなど症状の発現等の傾向が見受けられる」と口を滑らせたが、「それは、病気がちの人が積極的に健診を受診するため、それは遺伝的影響によると認められるものではない。科学的調査は放影研が行っており、その中では影響は認められていない」と整合性を欠いた主張。

ちなみに「被爆二世健康調査（健診）」は、「調査・研究予算」により実施されている。

5. 被爆三世の親として（著書 P. 261～P. 263）

◇ これまで知り得た数々の情報や直接被爆三世と接して推測する被爆三世を巡る状況や傾向

①被爆三世の幼少時からの闘病など、病弱の例のほか、急性骨髄性白血病による死亡（2例）など、個人的には多くの事例を耳にしているが、社会的には、ほとんどオープンにされていないなかで、現在（社会的に）顕在化されているのは、比較的健康と考えられている被爆三世で、なおかつ平和運動、被爆体験伝承・反核運動などに参加し、あるいは発信している人たち。

②その一方で、社会的差別は、顕在化しつつある。

【被爆三世であることによる被差別体験があり、そのことに精神的衝撃を受けたという被爆三世と対話し、その問題をどのようにとらえ、向き合っていけばよいかについてアドバイスをした私自身の体験事例について】

この被爆三世の方は、自分の身に降りかかる差別の原因をどのようにとらえ、解決していくかという明確な視点、スタンスを持たずにいた。この方は、健康上何も、自覚症状などはなく、「『普通の人』と何ら変わらないのだから差別するのはおかしい」と思っていたという本音を、私の質問・インタビューに対して正直に打ち明けていた。

比較的健康な被爆二世と深刻な闘病をしている二世とで、必要と感じる保障や差別に対する意識、考え方が分かれるのと同様なことが三世にも言えると考えられる。

◇ 結論

①被爆三世に多少とも差別がふりかかっている現実をまず被爆二世が直視したうえで、三世に対して、差別の原因・本質とその解決のための道筋について、コーチング（問題を明らかにして、答えを三世から引き出す）をすることが大切。 ※項番 2. 参照

②被爆二世・三世の医療等の保障を共通の課題として、共同行動をもって取り組んでいく。

6. なぜ反原発が大切か？（著書 P. 270～P. 312）

① 原発が、ウラン採掘から稼働、ひいては廃炉に至るまでのあらゆる過程において、労働者の多量の放射線被曝なくして成り立たないものであること（すなわち原発は、被ばく者をさらに生み出すことを前提に存在するものであること）

② 原発は、核兵器製造、核兵器保有潜在能力を得て、維持するために存在するものであること。

核兵器は、実質上、原子炉、原発を稼働させることなくして、核兵器製造に必要な（自然界に存在しない）プルトニウムを手に入れることはできない（※別紙『核抑止論』→「核武装論」についての見解』「問題点」項番 7. 参照）。

③ 安全性に乏しく、一度事故が起きれば、多大な核被害、被曝事故・被害が発生することになる。

③についての認識は、福島第一原発事故以降、日本国民の間にもある程度広まったが、①と②についての認識・視点を持ち、その考えやスタンスを反映して原発ゼロに向けた運動に取り組んでいる人たちは未だわずか少数である。

とくに、再生可能エネルギー推進に取り組みながら、「脱原発」を唱える人たちにこの傾向が根強い。

※「脱原発」「原発はいらない」「原発に頼らなくても…」（エネルギーは賄える）などのキャッチフレーズに象徴される認識と発想。→「再生可能エネルギーを推進することで、原発の存続根拠はなくなり、原発ゼロは実現可能」とする楽観的な認識。あるいは、それでも国が原発にしがみついている

るのは、ひとえに「原子カムラ」の利権を擁護するためとする一元論。

(国が唱える「化石燃料枯渇危機」が誤謬であり、1950年代、「平和利用」の名の下に、ビキニ事件による反核意識を緩和しつつ、日米が原発マネーで儲けながら、米・核持ち込みと日本は核保有能力確保というそれぞれの利益を満たすために原発が導入され、今日に至っている歴史的事実であることへの認識を今なお欠き、再生可能エネルギー供給と原発の事故の危険性問題に論点を集中)

- ④ 「③についての認識が日本国民の間に高まった」と言っても、結局表面的なレベルにとどまっており、一部の人々の間でしか深められていない。とくに、放射線影響の問題について原爆被害の場合との科学的認識による識別がされていない傾向が、この問題の当事者(核被害者等関係者)や原爆・原発問題にかかわる方々の間にさえ無理解や誤解が散見される。

広島・長崎の原爆は、地上600m、503mもの上空においてさく裂したため、核分裂生成物の大半は上空成層圏近くまで舞い上がり、その一部が「黒い雨」などの放射性降下物として地上に降り注いだものの、長期に渡って放射性物質が残留することはなかったが、福島第一原発事故は、地上における爆発によるものであるため、今なお原発周辺地域を中心に放射性物質は残留しており、人びとに与える放射線影響は深刻である。福島は、現在も「原子力緊急事態宣言」下にあり、少なくともあと数十年、解除できる見とおしはまったく立っていない(環境を汚染している放射性物質の一つ・セシウム137は、100年経っても10分の1にしかない)。

こうした現実からしても、母子避難など、原発避難者の避難する権利と人権は守られたり、ほしように続けられたりするべきもの、国民が共有していくべき、まさに国民的課題である。

7. 核廃絶(原発ゼロ)実現に向けて何が必要か?ほとんどの人が核戦争や核兵器の使用に反対であるはずなのに、「核廃絶」が圧倒的な国際世論、民意となり得ていないのはなぜか?その要因、課題の要・試金石と考えられること(著書P.320~P.363)

- ◆ 反核・平和運動団体や諸潮流自体のほとんどが「核抑止論」に対して本質的に反駁できていない。

「みんなが銃をもつ社会は安全か?」「核兵器は非人道的な兵器」…人道主義(ヒューマニズム)的観点や価値観を中心に訴えても、価値観を同じくする人びとの賛同に留まり、国際世論にはなりにくい。

※1954.3.1 ビキニ事件がきっかけで始まり、高揚していった水爆禁止→原水爆禁止署名活動

→1955年8月、に広島市で第1回原水爆禁止世界大会が開催され、11か国50人の代表を含めた5000人が参加。それまでに、日本では3280万筆(当時の日本人口=8800万人)、世界では6億7千万筆集まった(書式が統一されたものではなく、正式な署名としてどこかに提出されたものではない)。

「核兵器廃絶ヒバクシャ国際署名」…13,702,345筆(2020.12.31現在)

核抑止論の自己矛盾と破綻のいちばんの本質・ポイントは、核兵器保有を企て、それに向けて着手した時点から、その国の自国民の多くが核被害を受け、被ばく者となることにある(※『「核抑止論」→「核武装論」についての見解』参照)。核は戦争で使われなくても、ウラン採掘から廃棄処理に至るまで、おびただしい数のヒバクシャ、核被害者を生み出す。

アメリカこそは、核被害者・被ばく者がもっとも多い国(少なくともその一つ)。

※2019年10月、シカゴ・デュポール大学の「原爆論説」の講義でそのことを訴えたときの学生さん達の反応。

日本も、核潜在保有能力の確保と維持のために核・原発開発に奔走してきたなかで、被ばく労働者や原発事故による多くの被ばく者が生み出されている(ウランは、カナダ、オーストラリア等からの輸入に

依存しており、その採掘に携わる人びとの被ばく被害を前提としてもいる)。

- ◆ 核兵器製造と原発の密接な関連性についての理解・認識が(核・原発関連の運動にかかわっている人びとを含めて)多くの人びとの間に共有化されておらず、ほぼ、ばらばらな意識・認識のまま別々の運動、活動として分散していた。

問題の共有化と運動の連帯と融合が必要。

※しかし、その認識と行動の芽…兆しは、原発被害者・避難者、被爆者、被爆二世による共同行動…

2020. 9. 29「黒い雨」広島地裁判決への国側控訴に対する抗議声明、2021. 7. 14 広島高裁勝利判決に伴う7. 19 厚労省への上告断念申し入れなど、「黒い雨」問題への取り組み姿勢に明確に現れ始めている。

- ◆ 核被害(者)が原爆被害(原爆被爆者)だけでなく、核兵器・原発の製造、稼働、廃棄、廃炉等に至る全過程での被ばく労働、核実験、原発事故等により世界中に生み出されているという現実を直視・認識する①「グローバルヒバクシャ」の視点とともに、核被害の本質的、決定的に重要な特徴のひとつが、被害が当該世代のみにとどまらず、②次世代以降世代に及ぶものであることの認識の共有が不可欠。

この②についての認識が未だ多くの人びとの認識の薄い部分。

②を認識するならば、現在 77 億世界人口のうち核被害者は、もはや億単位にまで及んでおり、人類の存続を真に危うくしているものであって、もはや「核兵器は二度と(戦争で)使われてはならない」などという次元の問題ではないことが理解されるはずである。

この①と②を明言してこそ、「核抑止論」がいかに無力で無謀、無効なものであることを白日の下にさらし、「核廃絶」が広く、多くの人びとの共通の喫緊課題、民意になるものとする。

- ◆ →日本における反核・平和・人権問題の試金石(国民的課題として共有すべき問題)

①原発被災者・避難者の人権・生活権・健康等ほしよの問題

②「黒い雨」被爆者のほしよ問題(軽視されてきた低線量・内部被ばく問題の見直し)

③被爆二世・三世等原爆被爆者の次世代以降世代、未来世代へのほしよ問題→原発等すべての核被害者の次世代以降へとつなげていくべきもの

→「核兵器廃絶」、「原発ゼロ」「すべての核(核兵器・核実験・原発)被害者(ヒバクシャ、被災者、避難者)支援・ほしよ(補償・保障・保証)」「三位一体」の取り組みの提唱(核被害は、今や全世界に広がり、さらにその子孫にまで及びつつあることの明確な認識の共有化と連帯した取り組みを呼びかけることも含む)

核被害者が手厚くほしよ(補償・保障・保証)される社会の実現とあらゆるかたちの核の廃絶は、決して切り離すことのできない両輪。

- ◆ 「世界唯一の被爆国」論との完全なる訣別と払しょくを！(著書 P. 312~P. 320)

①「戦争被爆国」と形容してまで「唯一」に執着しようとする姿勢に潜む考え方の本質

(「唯一」と「被爆」への執着の保守性)

②そもそも「被爆国」など存在しない(「国」が被爆したわけではない)。

ことの本質：被爆したのは、原爆投下時(その後の入市なども含む)、広島・長崎にいた民衆(その

う

ちのおよそ 90%前後が日本人で 10%前後が当時の朝鮮人、中国人をはじめアジア諸国の人びと、ほか欧米等多くの国からの人びと。

そういう意味で、広島と長崎が「被爆地」とは言えるが、国は被爆しておらず、まして「唯一」などと言える要素が入り込む余地など最初から存在しない。

国はむしろ被爆者を生み出す原因をつくった戦争責任があり、加害側である。

「世界唯一の被爆国」は、実質上の核大国・潜在的核保有国である日本政府国家の加害的本質を隠蔽

する「隠れみの」の役割をする「切り札」ともいえるフレーズでもあり、反核運動側が、枕詞のように「唯一の被爆国政府として…すべきだ」とか「唯一の被爆国なのに…なぜ…」などと主張するのは、形容矛盾。

8. 「核なき未来」へ向けて「被爆二世問題伝承者」（仮称）の育成の必要性

先決問題として、被爆二世自らが、「被爆二世問題とは何か」を明確に社会的に発信することが緊要であるが、同時並行して、核廃絶の実現のためには、「被爆二世問題」が存在してきたこととそれがどのようなものなのか伝承していく若者を育成することが大切。

「被爆二世問題」が、実質上「問題」として存在していないものとして歴史から葬りされるようなことになれば、被爆三世以降世代についても同様になる恐れが強く（放射線の遺伝的影響等による）核被害（者）の切り捨てと核被害が軽視され、核廃絶の実現から遠ざかることにつながる。

（被爆者一世の）被爆体験伝承は重要であるが、被爆二世・三世…が自分の立場から説得力をもって訴えられる、また訴えていくべき歴史的使命は、「核被害の恐るべき特徴は、決してそれが一世代にとどまらず、次世代以降にも及び、今や人類の生存を脅かしている、断じて人類と共存できないものであること、即刻廃絶・廃炉にしていかなければならないものであること」を自らの体験をもって具体的に指し示すことにある。

ただし、被爆二世の平均年齢は、すでに70歳近くに達していると思われ、この被爆二世問題とその特徴を深く理解・認識し、伝承して、核廃絶をこの視点から発信できる伝承者（必ずしも被爆三世等核被害者当事者である必要はない）の育成が、大きな意味・役割を果たすと考えられる（これは、今から進めていく必要のあることと見え、個人的には着手している）。